

国民年金からのお知らせ

令和2年7月1日発行

保険医療助成課

☎229-3162 FAX229-5001

令和2年度の国民年金保険料

令和2年4月～令和3年3月の国民年金保険料(以下「保険料」)は、月額1万6,540円です。

支払い方法は、現金払い(納付書払い)のほか、申し込みをすることで口座振替やクレジットカード払いにすることもできます。

保険料は前納(前払い)すると割引があります

前納した場合の令和2年度の保険料額は次表のとおりです。前納には期限までに申し込みが必要です。口座振替、クレジットカードでの6カ月前納(4～9月分)、1年前納、2年前納の申込期限は2月末で、現金での2年前納は4月中旬です。

令和2年度の場合

	現金・クレジットカード払い	毎月納付をした場合との差額	口座振替	毎月納付をした場合との差額
毎月納付	16,540円	—	16,540円	—
6カ月前納	98,430円	▲810円	98,110円	▲1,130円
1年前納	194,960円	▲3,520円	194,320円	▲4,160円
2年前納	383,210円	▲14,590円	381,960円	▲15,840円

※1 ▲はマイナスを表す

※2 令和3年度の保険料は月額16,610円

申請先 津年金事務所(☎228-9112)または保険医療助成課、各総合支所市民福祉課(市民課)

保険料の免除・納付猶予申請

学生、妊産婦、失業、災害、所得が少ないなどで、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、所得の基準を満たせば保険料の納付が免除または猶予される制度を利用できます。保険料を未納のまま放置すると、将来、老齢基礎年金を受け取ることができなかつたり、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができなかつたりする場合があります。

免除などの種類

免除(全額免除・一部免除)

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合
納付猶予

5歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合

学生納付特例

学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合

産前産後免除

妊産婦で出産予定日の前月から4カ月間(多胎の場合は3カ月前から6カ月間) ※所得制限なし

免除などの所得の基準

所得の基準は、次表のとおりです。

区分	所得の基準(前年所得が下の計算式で計算した金額の範囲内)
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
一部免除	3/4免除 78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
	半額免除 118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
	1/4免除 158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
納付猶予	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
学生納付特例	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
産前産後免除	—

災害や失業等を理由とした特例免除

前年所得が多い場合でも所得にかかわらず災害や失業等のあった月の前月から免除が受けられます。ただし、世帯主や配偶者が所得基準を満たしているか、失業等の特例に該当している必要があります。

免除などの申請手続き

申請可能期間の注意点

- 申請時点の2年1カ月前の期間まで申請できます。
- 申請可能期間内に50歳に到達するときは、50歳到達月の前月までが納付猶予の対象期間です。
- 災害や失業などによる特例対象期間は、その該当月の前月から翌々年の6月までです。

持参するもの

- 年金手帳またはマイナンバーカード
- 印鑑(本人が署名をする場合は不要)
- 雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票などの写し(失業を理由とする申請の場合)
- 在学証明書の原本または学生証の写し(学生納付特例申請の場合)
- 出産予定日の分かるもの(産前産後免除の場合)

申請先 津年金事務所(☎228-9112)または保険医療助成課、各総合支所市民福祉課(市民課)